

秋田地方最低賃金審議会

秋田県非鉄金属製鍊・精製業

最低賃金専門部会

議 事 錄

令和7年度 第1回

令和7年10月15日(水)開催

1 日 時 令和7年10月15日(水) 10時25分～11時50分

2 場 所 秋田第二合同庁舎 1階会議室

3 出席者

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嵐峨 宏 松本和人

労働者委員 3名中3名出席

伊藤 徹 曽我章生 吉田大輔

使用者委員 3名中2名出席

井出幸伸 小野秀人

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議題

- (1) 秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (3) 秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の金額審議について
- (4) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金専門部会委員名簿

資料番号2 令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

資料番号3 各特定最低賃金専門部会開催予定日一覧表

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会 令和7年度審議方針

資料番号5 秋田県特定最低賃金の改正決定について(諮問文の写)

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会 運営規程

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書

資料番号9 特定最低賃金について(決定・改正までのプロセス)

資料番号10 参考人意見書(労働者側)

資料番号 11	参考人意見書（使用者側）
資料番号 12	改正申出に係る協約等の最低賃金額調（非鉄金属製鍊・精製業）
資料番号 13	令和7年度 賃金実態調査結果報告（特定最低賃金）
資料番号 14	特定（産業別）最低賃金対象産業（非鉄金属製鍊・精製業）
資料番号 15	秋田県内経済情勢報告（令和7年7月 秋田財務事務所）
資料番号 16	秋田県鉱工業生産指数月報（令和7年7月分 秋田県）
資料番号 17	県内金融経済概況（2025年9月24日 日本銀行秋田支店）
資料番号 18	短期経済観測調査（2025年9月調査 日本銀行秋田支店）

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度秋田地方最低賃金審議会「第1回秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金専門部会」を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙の中、専門部会の日程確保にご協力いただき、誠にありがとうございました。

今年度第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまで、事務局で議事進行させていただきます。

本専門部会委員の任命につきましては、本年9月25日付けで行っております。ご就任いただきました委員の皆様は、資料番号1「秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。

委員紹介をさせていただきます。公益代表 伊藤慎一委員、嵯峨委員、松本委員。労働者代表 伊藤徹委員、曾我委員、吉田委員。使用者代表 井出委員、梅田委員。梅田委員は本日欠席となっております。小野委員。委員の皆様におかれましては、結審までよろしくお願ひいたします。また、辞令につきましては、机上の封筒に入れさせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、合計8名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定数以上の出席が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

次に、事務局であります秋田労働局の職員を紹介させていただきます。初めに、労働基準部長の山口です。続いて、賃金室職員でございますが、賃金室長の佐藤です。室長補佐の佐藤です。賃金指導官の我妻です。私、賃金調査員の杉本でございます。何かと行き届きな点もあろうかと思いますが、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議事に先立ち、山口労働基準部長より挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

労働基準部長の山口でございます。

本日は、大変お忙しい中、秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より労働行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますとともに、本年度の専門部会委員をお引き受けいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、皆様すでにご存じのとおり、秋田県最低賃金につきましては、令和8年3月31日から現在の時間額951円を80円引上げまして1,031円となります。この地域別最低賃金につきましては県内で働く全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットとして、地域ごとに決定することが行政機関に義務付けられているものでございます。

その一方、本日ご審議いただく特定最低賃金につきましては、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されているものであります。

そのため、特定最低賃金につきましては、セーフティーネットとしての地域別最低賃金とは異なり、関係労使のイニシアティブにより決定されていくべきものであります。

各専門部会の委員の皆様には、春季生活闘争での大幅賃上げや地域別最低賃金の大幅引き上げが行われた一方で、エネルギーコストや労働力確保のための人工費の増加、原材料費の高騰などの経済・雇用情勢等への影響が懸念される中で審議いただくこととなります。

特定最低賃金の趣旨を踏まえまして、各産業の状況や動向等についても十分ご審議いただきながら全会一致の議決に向かってご審議いただきますようお願いいたします。

委員の皆様には大変なご負担をおかけすることになるかと思いますが、十分なご審議と円滑な専門部会の運営にご理解ご協力を願いいたしまして、簡単ではありますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

それでは議事に入ります。議題の1は「秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項並びに第4項の規定の例により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされておりますが、本専門部会におきましては、従来、公益代表委員の間で互選をしていただき、その結果について労使委員双方から承認を頂いてまいりました。今回も従来の進め方でご異議ございませんでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声がございましたので、従来どおり進めさせていただきます。

本専門部会に先立ち行われました、公益代表委員による、部会長及び部会長代理の互選について、公益委員を代表して、松本委員から報告をお願いいたします。

○松本委員

公益委員で、事前に互選しましたところ、部会長に嵯峨委員、部会長代理に伊藤委員との結果となりましたことを報告いたします。

○杉本賃金調査員

ただ今、松本委員から部会長に嵯峨委員、部会長代理に伊藤委員を互選したとの報告をいただきました。労使委員からご異議等ございますでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、部会長に嵯峨委員を、部会長代理に伊藤委員を選出することを承認をいただきました。

それでは、これから議事進行は嵯峨部会長にお願いいたします。

○嵯峨部会長

部会長に選任されました嵯峨でございます。私は、一昨年より審議会の委員を務めておりますが、秋田県の最低賃金は一昨年に44円、昨年は54円、そして今年度は80円引上げられ、発効日は来年3月31日となりましたが、1,031円にまで引上げられました。

そのような中で、非鉄金属製鍊・精製業ほか特定4業種の最低賃金の改正の必要性があるのか真摯に議論させていただきました。その結果、必要性ありとの結論となり、こうして専門部会での金額審議を行うことになりました。

特定最低賃金につきましては労使のイニシアティブにより決定されるべきと考えられております。その考え方に基づき、今年度も「全会一致」での結審に向けて鋭意審議を重ねてまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが審議に入ります。本日審議する議題は、議題2「秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の改正決定に関する関係参考人意見書について」、議題3「秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の金額審議について」、議題4「その他」となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することがあればお願いいいたします。

○佐藤賃金室長

私の方から、資料の説明の前にご報告させていただきます。机上配付資料の中に、「秋田県最低賃金額の推移」がございます。先日 10 月 10 日に開催されました第 1 回秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会において、令和 8 年 3 月 31 日から、時間額を 40 円引上げて 1,060 円とすることで結審し、秋田労働局長へ答申されております。

また、全国の非鉄金属の決定状況についてご報告させていただきます。大阪 9 月 26 日結審、こちらは令和 3 年以来の改正となります。187 円引上げられ 1,180 円、地賃と差は 3 円、埼玉は 9 月 14 日結審で、1,098 円から 63 円引上げられ 1,161 円、地賃との差は 20 円となっております。発効日はどちらも 12 月 1 日の指定日発効となっています。

それでは資料の説明に入ります。資料番号 2 をご覧ください。こちらは、令和 7 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表になります。この表は、10 月中に答申があった場合の法定発効の予定日等を表しています。発効予定日についてですが、一番左に答申日がございます。本日、10 月 15 日答申をいただければ異議申出や官報公示等の手続を経て、右側の 12 月 14 日に発効になるという早見表でございます。指定日発効の場合でも、発効までは、答申日以降、異議申出や官報公示を経て初めて発効となりますので、円滑な審議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

資料番号 3 は、第 1 回、第 2 回専門部会の開催予定一覧です。メールでご連絡させていただきましたとおり、例年第 1 回専門部会は 4 特定最低賃金合同で開催しておりましたが、今年度はどうしても委員の皆様のご都合があわず、今年度は 4 特賃それぞれで第 1 回専門部会を開催することになりました。ちなみに昨年度、非鉄金属製鍊・精製業は金額審議の第 1 回目である第 2 回専門部会で結審をしています。

次に資料番号 4 は、第 1 回本審でご承認いただいたおり ます今年度の審議方針でございます。この審議方針の 1 の「審議の効率化」についてですが、1 の(1)のエに『各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第 6 条第 5 項」を適用すること。』とありますのは、審議の効率化を図るために設けられた項目でございます。具体的には、各専門部会において全会一致での結審となった場合には最低賃金審議会令「第 6 条第 5 項」を適用して本審の決議とすることになります。円滑な審議運営のため、全会一致での結審となるようご協力を願いいたします。

次に資料番号 5 でございますが、これは特定最低賃金の改正決定の諮問文の写でございます。ここにありますとおり令和 7 年 9 月 10 日に労働局長から審議会会长に諮問がなされております。

続きまして資料番号 6 は、秋田地方最低賃金審議会運営規程でございます。また、資料番号 7 は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。委員の皆様に特にご承知おき願いたいのは、資料番号 7 の専門部会運営規程の第 7 条「会議の公開」と第 8 条「議事録及び議事要旨」でございます。第 7 条第 1 項には会議は、原則として公開すると

書かれておりますが、近年、最低賃金に関する社会的関心が高まっており、審議会の透明性が求められているところです。

ただし、金額審議等で「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」と判断された場合には、部会長が会議を非公開とすることができますということとなっております。

金額審議におきましては、例年、非公開としておりますが、その都度、部会長から非公開の理由を明示していただき、委員の皆様のご承認をいただいた上で、非公開としておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、第8条第1項には、会議の議事については議事録を作成することになっています。この議事録等につきましては、情報公開の対象となっておりますので、ご承知おき願います。

次に、資料番号8の「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書」でございます。項目3では、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、とあり、最後に、可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。としているところでございますので、何卒よろしくお願ひいたします。

次に資料番号9でございますが、特定最低賃金決定・改正の流れ、現在までの経過等について書かれているものです。特定最低賃金につきましては、本年3月、既設の4業種の特定最低賃金の改正については、非鉄金属製鍊・精製業については、日本基幹産業労働組合連合会秋田県本部 委員長から意向表明がなされ、その後申出期限の7月末までに労働組合から適用労働者のおおむね3分の1以上の労働協約の締結がなされた旨を示す労働協約ケースの改正申出がなされたところです。これが資料の上段の「関係労使からの申出」のところになります。

次に8月19日、本審において4業種の特定最低賃金について、改正の必要性の有無について労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対して諮問し、次の囲みの中になりますが、8月20日、9月4日の特別小委員会において関係労使参考人意見聴取を実施し、改正の必要性の有無を審議し、全会一致で改正の必要性ありと議決し、9月10日の本審において審議会から労働局長あて改正の必要性ありの答申がなされたところです。

これを受け、大きな矢印の先になりますが、同日、労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対し既設4業種の特定最低賃金について改正決定の調査審議を求める諮問を行い、審議会は労使団体から推薦を受けた委員により、専門部会を設置したということになります。これから行われる特定最低賃金専門部会では、秋田地方最低賃金審議会の専門部会として特定最低賃金額の改正について審議を行っていただくことになります。

次のページは、全国の特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等になります。さらに次のページは業種ごとの件数、適用使用者数及び適用労働者数になります。

最後のページは業種ごとの全国の加重平均額になります。

資料番号 10、11 は、議題の 2 で審議していただく関係参考人意見書になります。例年は、第 1 回合同専門部会において、参考人聴取を書面で行うことと、書面で行う場合の意見書様式について承認を頂いていたところですが、今年度は合同専門部会を開催できないことから、メールで承認を頂いたという次第です。

次に資料はございませんが、発効日の設定につきましてご説明いたします。先ほど資料番号 2 で最短発効日について説明いたしましたが、秋田県では例年、4 つの特定最低賃金の改定発効日を 12 月 25 日に統一してまいりました。経緯といたしましては、県内で適用される労働者あるいは事業主が覚えやすいということと、周知広報が一緒に行えるということ、事務手続が簡便になるということでございます。

今年度につきましては、改定県最賃の発効が令和 8 年 3 月 31 日となったことから、改定県最賃発効前に特定最賃を発効させるか、発効させる場合は何月何日にするのか、それとも改定県最賃と同一の 3 月 31 日に発効させるのか、については、各特定専門部会の判断に委ねることとしたところですので、ご理解を頂きたいと思います。

続きまして、冊子とは別に、机上配付しております資料について説明いたします。こちらの県最賃のリーフレットは本省で作成したリーフレットになります。

次が、9 月 5 日から拡充された「業務改善助成金」のリーフレットと賃金引上げの支援策をまとめた「賃金引上げ支援助成金パッケージ」のリーフレットになります。

今週中に、最低賃金と助成金のリーフレットを県内の地方公共団体、使用者団体、労働団体、報道機関等に郵送し、広報誌や HP への掲載等につきまして依頼することとしています。また、使用者団体、労働団体にはポスターも配付し掲示を依頼する予定です。多くの中小企業・小規模事業者が各種助成金を活用し早期の賃上げをしてもらうため、各種助成金の周知について、労働局として全力を挙げて取り組むこととしております。委員の皆様にも、機会を捉えまして周知・広報にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。長くなりましたが、わたくしからは以上です。続いて我妻指導官から説明いたします。

○我妻賃金指導官

私の方から、資料番号 12 以降について説明いたします。資料番号 12 は「改正申出に係る協約等の最低賃金額調」です。非鉄金属製鍊・精製業の協約の最低時間額は「1,175 円」ですので、令和 7 年度の引上げ上限額は 1,175 円となります。

次に、資料番号 13 「賃金実態調査結果報告」について説明いたします。表紙を開いていただきまして、1 ページ「賃金実態調査の概要」です。こちらの調査対象産業は、秋田県の 4 つの特定最低賃金に該当する産業となっております。

調査対象事業所の規模については、製造業につきましては、常用労働者数が 1 人から 99 人以下、また、小売業は 1 人から 29 人以下の民営事業所となっております。調査の対象月

は、本年の6月となっており、実施した期間は、本年の6月1日から7月25日までの期間で、いずれの集計につきましても、当秋田労働局において実施しております。

集計事業所数及び労働者数ですが、令和3年経済センサス-活動調査から集計した対象事業所数と労働者数を母集団として実施したもので、ページの下に表がございます。集計した事業所数は、4業種合わせて、213事業所、労働者数は3,053人、非鉄金属製鍊・精製業は4事業所、労働者数125人となっております。

この後の報告で申し上げる数字は、あくまでも調査件数から母集団数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。特定最低賃金の適用除外労働者は、表の下にあります①から④となっており、上の表の労働者数には含まれていますが、この後、説明します「最低賃金基礎調査結果表」では除外しております。

次の2ページには、調査対象産業集計単位を表しています。非鉄金属製鍊・精製業については、日本標準産業分類の「E231」と「E232」となります。

続きまして、次のページから、「令和7年度最低賃金基礎調査結果表」となっております、3ページから6ページまでが、「非鉄金属製鍊・精製業」の調査結果となります。上段の合計欄に225人とありますが、これは、調査結果の労働者数を復元した人数の合計となります。一番左の欄は、時間額の分布を見るため賃金階級に分けて表示しております。その右となりの欄は、その賃金階級までに当たる人数を復元して表示しております。賃金階級が上がっていくと、そこまでの累計の人数が表示され、最終的には、一番上の合計欄の225人になるということになります。

続きまして、19ページ、「秋田県賃金実態調査(賃金分布の概要)」をご覧ください。こちらは、産業別に、月平均賃金額や、時間当たり平均賃金額、月一人あたり労働時間数等を平成25年度から一覧としたものになります。個々の数字の説明は省略させていただきますので、後ほど、ご覧下さいますようお願いします。

この表の上に第1・20分位数、第1・10分位数、中位数との統計用語がございますが、これらの用語の説明は、25ページから「統計用語の解説」として載せておりますので、こちらも併せて後ほど、ご確認下さいますようお願いします。

次に21ページ「秋田県特定最低賃金改定の未満率の推移、影響率の状況」をご覧願います。上段は、平成30年度以降の産業別の未満率を一覧にしたものでございます。未満率とは、現在の特定最賃額に満たない労働者の割合を表しております。今年度の調査結果では、非鉄金属製鍊・精製業は0.0%となっております。

下段の影響率というのは、現行の最低賃金を引上げて改定した場合、改定後の特定最賃に満たない労働者の割合を表したもので、1円引上げた場合から県最賃の今年の引上げ額である80円引上げた場合までの影響率をそれぞれ記載しておりますが、非鉄金属製鍊・精製業については、0.0%となっています。実態調査結果の説明については以上となります。

次に、資料番号14ですが、こちらは、秋田県特定最低賃金非鉄金属製鍊・精製業の対象

産業について示したものとなります。後ほどご覧いただきたいと思います。

資料番号 15、秋田財務事務所発表の令和 7 年 7 月の「秋田県内経済情勢報告」となります。表紙をめくっていただいて、1 ページの「生産活動」の項目をご覧ください。「生産活動は緩やかに持ち直しつつある。」としております。

資料番号 16、「秋田県鉱工業生産指数月報」令和 7 年 7 月分です。下にページ番号がありますが、4 ページをご覧ください。鉄鋼・非鉄金属工業の、季節調整済指数について令和 7 年 II 期は 75.9 で前期比 16.6% の増、令和 7 年 7 月が 72.1 で前月比 0.8% の増となっております。

資料番号 17 は 9 月 24 日、日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況」です。

資料番号 18 は 10 月 1 日、同じく日本銀行秋田支店発表の「短期経済観測調査」です。2025 年 9 月調査結果では、業況判断について、鉄鋼・金属は「最近」はプラス 17、前回 6 月調査からの変化幅は 0、「先行き」は 0、今回調査の「最近」からの変化幅はマイナス 17 となっております。私からの説明は以上となります。

○嵯峨部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、議題 2 の「秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の改正決定に関する関係参考人意見書について」を審議いたします。

事前に労使各側の関係参考人から「参考人意見書」をいただいておりますので、事務局で読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、提出いただきました参考人意見書につきまして、ご報告させていただきます。

最初に資料番号 10 の労働者側「小坂製鍊労働組合 書記長 吉田 様」からの意見書でございます。

1 の(1)の労働組合の組織状況については、全労働者数は ■ 名、労働組合員数は ■ 名、非組合員数は ■ 名、内管理職数は ■ 名、組織率は 93% しております。労働組合組織率の動向についてですが、「ここ数年ほとんど変化がない。」としていまして、その理由としましては、「採用している人数と同じくらいの離職者が続いている。」としています。未組織労働者の内訳は、嘱託・臨時 ■ 名、パート ■ 名、その他で管理職 ■ 名となっています。

(2) の所属する産業全体の労働組合の組織状況については、「基幹労連非鉄部門 構成組織 21 企業連 (103 単組)、構成人員 23,675 人。」としています。

次の 2 ページ、2 の賃金の実態についてです。(1) あなたが勤務する企業における賃金の動向について、①労働組合組織労働者の賃金の動向につきましては、「若年労働人口が減

少ししていく中で、新卒者の採用競争力強化対応として、企業内最低規制の改定と底上げした分の金額分ベースアップ。」としており、②の未組織労働者については、「特定最低賃金の動向を踏まえ、今後も推移するものと思われる。」としております。

(2)貴労働組合が属する産業全体の労働者の賃金動向については「把握していない。」としております。

(3)勤務する企業における本年の賃金引上げ状況については、賃金引上げの有無については、本年は、賃金引上げが、「行われた。」としており、実施時期は4月、平均賃上げ率が [REDACTED] %、平均賃上げ額は [REDACTED] 円、どちらも勤続年数 12.3 年、年齢は 40.9 歳となっております。賃金引上げの種類は定期昇給、ベースアップ、その他で、内容は「高卒初任給の引上げと、同額のベースアップ。手当額改定、時短。」としています。

次に、③賃金引上げを要求するにあたり、重視する要素については、「労働者の生活実態」と「企業の業績(支払能力)」としています。

(4)産業(業界)全体の賃金の引上げ状況については、「基幹労連では組織化した 283 組合中 283 組合が賃金改善を要求し、279 組合(98.6%)が前進回答を引き出した。回答額の平均は 13,087 円。」としています。

次の(5)労働者で賃金が低い層の状況については、①高卒初任給で最も低い者は、月額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円、②パートでは時間額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円としています。

(6)高年齢労働者(60 歳以上)の賃金の状況についてです。賃金が最も低い者は、賃金の月額が [REDACTED] 円、日額が [REDACTED] 円、時間額が [REDACTED] 円、年齢は 64 歳、雇用形態は一般、職種はオペレーター、定年は 65 歳としています。

(7)雇用形態ごとの賃金形態については、一般社員とその他(再雇用、嘱託)が「月給」、臨時労働者と、パートが「時間給」としています。

(8)最低賃金の改正が、あなたが勤務する企業の賃金やベースアップの決定等に及ぼす影響については、秋田県最低賃金、特定最賃とも影響は「ない」としています。

次の 3 の最近の労働者の生活実態についてです。(1)あなた又は企業の労働者全体の生活状態が 1 年前に比較して変わりましたかについては、「企業の労働者の生活が少し苦しくなった。」とし、その理由を、「昨今の急激な物価、エネルギー価格の上昇、特に基礎的支出項目などの伸びが顕著であり、生活を圧迫している。」としています。

(2)の現在の賃金と家計の関係については、「生活費を切り詰めているものの、月次給与の赤字分を一時金で補てんしているのが実情である。40 から 50 代になると住宅関係費、子供の教育関係費を金融機関から借り入れ、家計支出の中で負担感が高まる。また、あらゆるもののが値上がりしており、可処分所得は減少している。」としています。

(3)の属する産業全体の労働者の生活実態については、「生活に関する意識調査の中で、住宅、子供の教育に関しては満足度が高い一方で将来の生活設計、貯蓄水準、家族の介護に不安の強さが目立つ。」としています。

続いて、4のあなたが勤務する企業における雇用の状況については、現在、労働者は、「不足している。」しております。企業の対策としましては「企業イメージ向上、知名度向上につながるよう、テレビCMや求人広告を作成した。また、社員が人材を紹介する社員紹介制度を導入している。」としています。

最後の5の秋田県特定最低賃金改正についての(1)令和8年度の特賃改正の必要性の有無についての考えについてです。改正の必要性は「あり」とし、その理由としては「生産年齢人口が減少していく中で、今後も人材を確保し、企業・産業・地域の発展につなげていくためには、産業全体として魅力ある労働条件を構築していくことが大切であり、産別最賃を他産業に対し一定程度の優位性を確保することが必要である。」としています。

(2)どのような点を重視して改正すべきについては、「非鉄の特定最賃検討に当たっては、業務内容が危険物の日常的な取扱いや、高圧ガス、有機溶剤、劇毒物等の取り扱い、また、重量物の取り扱いなど、危険と隣り合わせの業務であり、さらに重労働であることを加味して、秋田県最賃額と比較した際の優位性及び地域内他産業との優位性を確保する必要がある。これが限らず、人材確保は年々厳しくなり、操業を続けていく意味でも企業の競争力、採用力強化でも重要になってくる。また、今後も継続して、人材を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためには、産別最賃の水準を向上させることによって入口賃金を引上げ、それによって産業・企業の魅力をより高めることで、採用力を高めていかなければならぬ。」としております。

最後の(3)産業間、企業間、職種間で賃金の違いがあることについては、「基本は国内同一労働生産性・同一賃金であるべきと考えるが、グローバル社会での競争下、企業間・職種間で考えた場合、企業業績や職種の労働不可が異なることから、ある程度の賃金格差は仕方なしと考える。」としています。以上が労働者側の参考意見書の内容でございます。

続きまして、資料番号11は使用者側の意見書になります。こちらは、「小坂製錬株式会社 総務課長 井出様」から提出していただきました意見書でございます。

1の最近の景気状況と今後の動向について、貴社における過去1年間程度の経営概況については、「好調に推移した。」しております。問題点については、「金属価格の高騰を理由に業績は好調に推移したが、一方で物価高等によりコストは増加傾向にある。金属価格は物価等の影響を大きく受けていないことから、今は好調であるが、すぐに業績が悪くなる可能性が高い。」としています。

今後の見込みについては、「悪くなると思う。」としており、その理由につきましては、「前述のとおり、一時的に金属価格が高騰していると考えているため。」としております。

続きまして、2の賃金実態等についてです。(1)の貴社における本年の賃金改定状況についてでありますが、賃金改定は「行った」実施時期は4月から、平均賃上げ率は■%、平均賃上げ額は■円、平均勤続年数はどちらも12.3年、平均年齢は40.9歳、賃上げの種類は定期昇給、ベースアップ、その他としており、その内容としましては「初任給改

定、年齢給、職能給、手当の改定、時短、再雇用者賃金改定。」としております。

また、賃金改定を行う場合、どのような要素を重視していますかにつきましては、「企業の業績(支払能力、経理状況)」と「従業員の処遇の改善」としております。

次の(2)の貴社において以下の賃金を決定する場合、どのような要素を重視していますかについては、初任給につきましては、「企業の業績(支払能力)」「労働力の確保・定着」、パート・臨時労働者の賃金につきましては、「企業の業績(支払能力)」、高年齢者の賃金につきましては、その他として、「65歳定年制実施により、60歳未満から賃金カーブを繋げる。」としています。

(3)労働者で賃金が低い層の状況について、高卒初任給で最も低い者は、月額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円、パートで最も低い者は時間額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円としています。

(4)高年齢労働者の賃金及び定年制の状況については、賃金が最も低い者については月額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円、時間額 [REDACTED] 円、平均年齢 64 歳、雇用形態は一般その他、職種は場内パトロール、定年は「65 歳」としております。

(5)雇用形態ごとの賃金形態については、一般社員とその他(再雇用)が「月給」、臨時労働者とパートが「時間給」としております。

(6)の最低賃金の改正が、貴社における賃金やベースアップの決定等に及ぼしている影響については、最低賃金の影響は「有る」としております、その理由として「賃金制度は健全な労使関係の下、労使の交渉により真摯に検討し決めていくべきものだが、最低賃金の秩序のない引上げは、本来行うべき賃金改定分の財源を取られ、労使関係が悪化する恐れがある。」としています。

3 の雇用の状況についてでは、現在、労働者は「不足している。」状況にあり、それに対する具体的な対策としては「企業イメージ向上、知名度向上につなげるため、テレビCM や求人広告、またテレビの採用に関する番組にて特集を組んでもらうなどした。また、社員が人材を紹介する社員紹介制度を導入している。」としています。

最後に4の秋田県特定最低賃金改正について、(1)令和8年度の特賃の改正の必要性の有無についての考えについては、改正の必要性ありとし、「特定最低賃金は業種ごとに採用競争力を高めるために設定されたと認識しているが、当社単体、またグループとしては対象となる人員がおらず、改定自体不要である。一方で適用となる事業所のすべてが明らかになっていないことから、業界としてその事業所における採用競争力を高めるためには必要と考える。」としています。

(2)のどのような点を重視して改正すべきであると考えますかについては、「資本主義である以上、通常は各社の判断によって賃金を検討すべきではあるが、他業種と比べて危険な作業も多いことから現状の他業種との状況、また影響率を考慮しながら改正すべきと考える。」とし、

(3)の産業間、企業間、職種間で賃金の違いがあることについてどう思うかについては、

「各社業績や職種の労働負荷が異なることから、賃金格差はあって然るべきと考える。」としています。

(4)意見、ご要望等につきましては、「各地区で人材獲得競争が繰り広げられており、各事業所は特定最賃に関係なく賃金改善を実施しており、特定最賃額を大きく超えていることから、非鉄金属製鍊・精製業の特定最賃の役目は概ね終えているように感じている。人手不足による効率化が国内で進む中、前回は対象となる事業所について、一部適用されている事業所がわからないために、改定を実施したが、そもそもすべての事業所の最低賃金額が把握できた際には、本改定自体が不要となる可能性もあることから、そもそも本特定最賃の存続が必要なのか判断するためにも、適用事業所についての確認をお願いしたい。」としています。以上が、使用者側の参考人意見書の内容でございます。

なお、メールにて各委員に意見書を送付させていただきましたが、事前の質問の提出はございませんでした。以上でございます。

○嵯峨部会長

ありがとうございました。ただ今の関係参考人意見書について、質問等ございませんか。
特にないようですので、これをもちまして参考人意見書の審議を終了します。

関係参考人の意見につきましては、今後の審議において参考とさせていただきたいと思います。

続きまして、議題3「秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の金額審議について」です。労使各側で改正決定に当つての発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご準備いただいていると伺っておりますので、お聞かせ願います。

はじめに、労働者代表委員の方から発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご説明をお願いします。

○吉田委員

それでは、労働者側を代表して私から読み上げさせていただきます。

2025年度「非鉄金属製鍊・精製業専門部会」に臨む基本的な考え方。

1 経済の好循環に向けた実質賃金の引き上げを。

足もと、資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあることは承知している。しかしながら、今後、生産年齢人口が減少していくなかで、私たち非鉄産業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせない。優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な産別最賃は必要不可欠である。

産別最賃の水準を安定的に引き上げていくことは、地方・中小企業の労働者の持続的な賃上げに向けて効果が大きい。国際的にみて低い日本の賃金の最低値保障額を改善する即効薬にもなる。

2 人材確保の観点からも適切な産別最賃へ、隣県へ働き手の流出を防止するために。

生産年齢人口が減少していくなかで、今後も人材を確保し、企業・産業・地域の発展につなげていくためには、産業全体として魅力ある労働条件を構築していくことが大切であり、産別最賃を他産業に対し一定程度の優位性を確保することが必要である。

地域別最賃の話ではあるものの、最賃が低い県ほど若者が流出しているという分析もされており、最賃の引上げが人材の流出を防ぐ一手となる可能性は高い。県内の産業・企業の維持するためには、隣県へ働き手の流出を防止するためにも、特定最賃の引上げが有効な手段となる。

3 厳しい作業内容・環境に見合う水準に。

われわれが働く非鉄産業は高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加え、作業環境は高所、高温多湿な作業環境、粉塵や灼熱溶融物や危険物の取り扱いなど大変厳しいものであることに鑑みれば、当然のことながらその最低賃金は、地賃や他業種の産別最賃と比較して、より高い水準であって然るべきである。

4 将来にわたって地賃に対する優位性を。

今年の場合、本県の地賃は 80 円引上げられた。私たちの産別最賃は地賃よりも高い水準で引上げていかなければ、いずれ埋没してしまうこととなる。そうなれば、初任給が誰しもに適用される地賃と同額となり、人材の獲得がままならなくなれば、いずれはわが国における基幹産業である製造業が衰退してしまうことになる。

今後も継続して、優秀な人材を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためには、産別最賃の水準を向上させることによって初任給を引上げ、それによって産業・企業の魅力をより高めることで、採用力を高めていかなければならない。

日本経済の持続的な成長を実現するためには、消費の拡大とそれにともなう企業活動の活性化によって好循環につなげていくことが重要であると考える。

5 秋田県特定最低賃金の引上げ金額提示と発効日。

金額提示、地賃に対する優位性を持たせるため、地賃を上回る金額で提示したいところではあるが、個別当該労使間で計画的に引上げをしていくことから、今年度の改正額は、秋田地方最低賃金審議会で答申された同額でプラス 80 円の 1,091 円が妥当と考え提示します。発効日につきましては、これまで同様とし、2025 年 12 月 25 日を目指すことを提案いたします。以上です。

○嵯峨部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者代表委員の方から発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご説明をお願いします。

○井出委員

それでは、代表して井出から報告させていただきます。

2025年度「非鉄金属製錬・精製業専門部会」最低賃金に関する基本的な考え方について。

本年度の日本経済を取り巻く環境については、業種・規模ごとの回復の濃淡が激しく、各種統計調査にも全体的に歪みが見受けられると考えています。内閣府の発表によれば2025年度の実質経済成長率見通しは1.2%と昨年末並みで、天井の見えない物価高の下、名目成長率見通しが3.3%と、実質と名目の経済成長率の大きな乖離は変わっていません。そのような中、昨年度と同じく物価高騰が税収の増加に結びつく一方で、ガソリン、電力等生活に直結する物品の高騰は一般消費者のみならず、企業活動にも継続的に大幅なコスト負担としてのしかかっております。

非鉄金属業界については、金属価格は基本的に安定しているものの、金のようないくつかの金属もあり、追い風となっている部分もございます。一方で前述のとおり、石油製品や電力をはじめとする物品コストの急騰となかなか解消されない半導体不足による納品遅れの増加など、業界が厳しい状況にいるのは変わらないと考えております。非鉄金属製錬は基本的に製品価格にコストを転嫁できない業種であり、物品およびエネルギーコストの上昇は企業体力を著しく消耗されることとなります。

このような状況にもかかわらず、近年労使双方の協力の結果、労働力不足に対する採用競争力強化の流れにより、各社の賃上げが行われてきております。昨年の改定における当業種の影響率の低さはその賃上げが労使主導で問題なく行われてきた結果として現れており、比較的に余裕のある状態ではあると考えています。

足元苦しい状況は続きますが、近隣県を含めた地域の中で、各企業は労働力の奪い合いを行っております。そういう状況の中、賃金に関しては上げざるを得ない状況にあると考えています。賃金は求職者が注目するポイントでもあり、対外的なアピールとして特定最賃の金額改定はやぶさかではないと考えています。

以上のことから、影響率も加味したうえで、今年度は秋田県の最低賃金の上昇額の通り、現状の1,011円からプラス80円となる時間額1,091円とし、発効日については、昨年と変わらず12月25日適用とすることを提案したいと思います。以上です。

○嵯峨部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方から発効日を含む「基本的考え方」と「金額提示」について、ご説明をいただきました。

ただ今の金額提示を見ますと、労働者側は12月25日から時間額を80円引上げて1,091円、使用者側も12月25日から時間額を80円引上げて1,091円ということでした。

基本的な考え方に基づく、引上げ金額、発効日が一致いたしましたが、各側委員から補足意見やご質問等ござりますか。

特にないようですので、12月25日から時間額を80円引上げて1,091円と決定することを、全会一致で結審したということでよろしいでしょうか。

○委員多數

異議なし。

○嵯峨部会長

それでは全会一致で結審しましたので、令和7年度審議方針1の(1)のエに定める「各専門部会に於いて各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。」により本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局の事務手続きのため、しばらく休憩します。事務局は答申の準備をしてください。

【 中 断 】

○嵯峨部会長

事務局の準備が整ったようですので、再開します。

事務局で答申文案を配付して読上げて下さい。

○佐藤賃金室長

答申文案を読上げます。

(案)

令和7年10月15日

秋田労働局長

山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長　臼木智昭

秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって貴職から諮問のあつた標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製鍊・精製業、非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金

属合金製造業を含む)、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,091円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日

以上です。

○嵯峨部会長

ただいまの答申案で、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○嵯峨部会長

それでは答申します。

【 局長に答申文を手渡す 】

○嵯峨部会長

ここで、局長から発言があるそうです。

○山本労働局長

山本でございます。皆様方には、日頃から最低賃金審議会の運営にご尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただ今、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定にあたりまして答申をいただ

きました。皆様方には大変お忙しい中、精力的にご審議を進めていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました答申に基づきまして、秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金改正決定手続きを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○嵯峨部会長

次に、議題4「その他」について何かございませんか。

○佐藤賃金室長

事務局から説明させていただきます。本日答申いただきましたので、この後、異議申出の公示を行います。異議申出がなければ官報公示の手続きに入ることになります。また、ほかの特定最賃と併せて、後日事務局から記者発表させていただきたいと考えています。

専門部会での審議経過など最低賃金の改定に関する取材については、事務局が対応いたしますので、記者から委員のみなさんに取材があった場合には、局賃金室が窓口で対応する旨お伝えくださいますようお願いいたします。以上です。

○嵯峨部会長

ほかにみなさんから、何かございませんか。

特にないようですので、本日は各委員のご協力により、答申することができました。各委員のご協力に感謝申し上げます。

それでは、これで本日の専門部会を終了します。本日はお疲れ様でした。